

お客さま各位

令和4年3月
長野信用金庫

預金規定の一部改定のお知らせ

平素は長野信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、預金規定を下記のとおり改定します。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

- (1) 普通預金規定
- (2) 決済用普通預金規定
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 納税準備預金規定
- (5) 定期性総合口座規定

2. 主な改定内容（例：普通預金規定）

普通預金規定について、以下の条項を追加・変更いたします。

※普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

6. 〈預金の払戻し〉

- (1) この預金を払い戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証番号）により記名押印（または暗証番号記入）してこの通帳とともに提出して下さい。
- (2) 第1項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

14. 〈解約等〉

- (1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出して下さい。
- (2) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。

3. 改定日

令和4年4月1日（金）

以 上